

国民健康保険被保険者の皆様へ

「やむを得ない事情で被保険者証を
持たずに病院にかかったとき」

病院などの窓口で被保険者証を提示すれば、患者は自己負担（かかった医療費の2割または3割）を窓口で支払い、残りの額を国民健康保険が負担するというのが、保険診療の基本的な仕組みです。

しかし、急病などでやむを得ず、被保険者証を持たずに治療を受けたときは、医療費の全額を病院へ支払わなければならないことがあります。このようなときは、あとから国民健康保険に申請することによって、自己負担金相当額（被保険者証を提示した場合に窓口で支払うべき額）を除いた金額が町から給付されます。

○申請に必要なもの

- ・ 被保険者証
- ・ 診療報酬明細書（レセプト）
- ※病院や薬局などで発行してもらってください。
- ・ 領収書
- ・ 振込先がわかるもの（通帳等）

医療処置の内容を国保連合会で審査をするため、申請から支給するまでに数か月かかります。また、審査の結果、支給されない場合や一部のみの支給となる場合もあります。

◎被保険者証は、できの限り携帯するよう心がけましょう。

▼問い合わせ先＝住民課 国保年金係

☎9134



20歳になったら国民年金

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満の方が加入する公的年金制度です。老後やいざという時の生活を、現役世代みんので支えようという考えで作られました。

若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとった時や病気・ケガで障がいが残った時、家族の働き手がなくなった時に、年金を受け取ることが出来ます。

国が責任をもって運営するため、安定した年金給付が生涯にわたって保障されます。

●老齢基礎年金

受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることが出来る年金です。

なお、60歳から65歳になるまでの間で繰り上げ請求をした場合は、請求した時（月数）に応じて年金額が減額されます。また、66歳から70歳になるまでの間で繰り下げ請求をした場合、請求した時（月数）に応じて年金額が増額されます。

●障害基礎年金

病気や事故等で重い障がいが残った時に受け取ることが出来る年金です。

受け取りにあたり、納付要件や障がいの状態について年金機構の審査があります。

●遺族基礎年金

加入者がなくなった場合、その人により生計を維持されていた「子のある配偶者、または子」が受け取ることが出来る年金です。

受け取りにあたり、納付状況等の要件があります。

※保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」や「保険料免除・納付猶予制度」がありますので、お問い合わせください。

▼問い合わせ先＝

住民課 国保年金係

☎9134

宇都宮西年金事務所

☎028(6)22(2)4288-1

ビジネスシーンや法事・慶事・自治会の集会などに...

ご指定のお時間・場所に配達します！

条件がございます。詳しくはホームページにて！

仕出し割烹・手打ちそば

利美

日時やご予算など
お気軽にご相談ください

栃木県河内郡上三川町上三川 4665-2

TEL/FAX : 0285-56-7336

<https://toshimi-kappo.com/>



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。

コンビニで住民票などの証明書が取得できます

「マイナンバーカード」があれば、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書をコンビニで取得することができます。

▼コンビニで取得できる証明書＝

住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書・住民税決定証明書

▼利用できるコンビニ及び時間帯＝

セブン-イレブン	午前6時30分～午後11時(メンテナンス時は除く) —訂正とお詫び— 広報かみのかわ12月号の4ページ「証明書コンビニ交付サービスの年末年始の停止のお知らせ」について誤りがございました。 【停止期間】の記載がありますが、停止期間はございません。 上記の時間(午前6時30分～午後11時)で、利用できます。 お詫びして訂正いたします。
ロソ	
ファミリーマート	
ミニストップ	

※証明書を取得するためには、利用者用電子証明書(数字4ケタの暗証番号)が必要です。

▼問い合わせ先＝住民課 総合窓口係 ☎69125

償却資産の申告は1月31日(月)まで

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対して課税されます。

令和4年1月1日現在、町内に償却資産を所有している方は、1月31日(月)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産＝

令和4年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地・家屋を除く)のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

- 構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装路面等)
- 機械、装置及びこれに付帯する設備
- 船舶(ボート、釣船等)
- 車両(フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く)
- 工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)

※申告用紙は税務課にあります。なお、昨年申告をされた方には12月中に申告書を送付していますが、届いていない場合は税務課までご連絡ください。

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎69123

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。